

10797P-00

2024

年度版



よくわかる
社労士

合格テキスト

7 健康保険法

TAC社会保険労務士講座 ● 編著

社労士試験に

本気で合格するための



最強の科目別テキスト

- ▶ 条文ベースの本文でしっかり理解できる!
- ▶ 試験に出るポイントがスッキリ見やすくわかりやすい!
- ▶ 豊富な例題で得点力を磨く!



最新の改正情報は Web 順次で公開!

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

ここ最近の社労士試験の出題傾向をしてみると、選択式については、年度により難易度に変動はあるものの、「覚えた事柄から単純・反射的に選ぶ性質の問題」から「知識をフル活用して推測しつつ、選択語群の語句を消去法で絞り込まないと正解を選べない高度な問題」まで出題内容が多岐にわたっています。単にテキスト中の語句や数字等を記憶しているだけでは、すべての科目において基準点（3点）をクリアするための得点ができるとは言えない試験になってきているといえます。

また、択一式については、「組合せ問題」と「正解の個数問題」という出題形式は定着しており、とくに「正解の個数問題」については、1問にかける時間が長くなるため、非常に負荷が高くなっています。事例形式の問題も増え、「実務と直結した内容の出題を。」という意図も感じられるようになっていきます。

これらの傾向に対応するためには、素早く確実に出題の意図を読み取り判断していく能力が求められるので、基本事項の反復を徹底し、早い時期にそのレベルでの対策を仕上げておき、時間的に余裕をもって応用問題等の細かい知識の対応に時間を割けるようにしておくことが必要でしょう。

本書は、社労士試験に確実に合格するための「本格学習テキスト」というコンセプトをもっており、条文や通達、判例など、多くの情報を、社労士本試験問題を解く際に使いやすいよう、コンパクトにまとめています。

今回の改訂では、直近の法改正事項に対応するために本文内容の加筆・修正を行い、直近の本試験の出題傾向にも対応できるよう内容の見直しも行いました。

本書を利用したみなさんが、社労士試験に合格されることを、TAC社会保険労務士講座一同、願ってやみません。

令和6年1月吉日
TAC社会保険労務士講座

法改正ポイント 講義

ここでは、2024(令和6)年度の社労士本試験に関連する、主要な法改正内容を紹介していきます。まずは、法改正内容の概要をつかんでおきましょう。詳細は、テキスト本文でじっくり学習していきましょう。

1 流行初期医療確保拠出金の新設

(令和6年4月1日施行)

感染症法による流行初期医療確保措置[※]に要する費用を負担するため、健康保険の保険者は、流行初期医療確保拠出金を納付することとされ、当該拠出金の納付に要する費用の一部を国庫が補助することとされました。

※ 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症発生の初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関に対して、感染症流行初期において感染症流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置

第3章第2節で学習します。

2 前期高齢者納付金への総報酬割導入

(令和6年4月1日施行)

前期高齢者納付金の給付費にかかる費用負担について、現行の加入者割に加え、その3分の1について総報酬割を導入することとされました。

第3章第2節で学習します。

3 出産育児交付金の創設

(令和6年4月1日施行)

出産育児一時金等の支給に要する費用の一部を支援する目的で、健康保険の保険者に対し出産育児交付金を交付することとされました。

第3章第2節で学習します。

4 健康保険組合連合会に対する財政支援

(令和6年4月1日施行)

健康保険組合連合会が行う財政が厳しい健康保険組合への交付金事業に対して、国が予算の範囲内でその一部を負担することとされました。

第3章第2節で学習します。

本書の構成

本書は本試験で確実に合格できるだけの得点力を養うことに重点を置き、試験対策において必要とされる知識を整理、体系化して理解することができるよう構成しています。

囲み条文

選択式試験で狙われやすい条文等を囲んでいます。記載内容の重要度は★の数で表しており、★★★のものは、必ず確認しておきましょう。赤字は過去の本試験で論点となったキーワードや、これから出題が予想される重要語句です。それ以外の重要語句は黒太字にしています。

第1章 第1節 目的・権限の委任等

重要度

A、B、Cの3段階です。

A 試験頻出・改正点等の重要事項。必ずおさえる。

B 頻出箇所ではないが、おさえておきたい。合否の分かれ目。

C A、Bを優先とし、余裕があれば、見ておく。

1 目的等

1 目的 (法1条) ^{重要度A}

健康保険法は、**労働者**又はその被扶養者の**業務災害**（労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する**業務災害**をいう。）**以外**の**疾病**、**負傷**若しくは**死亡**又は**出産**に関して**保険給付**を行い、もって**国民の生活の安定と福祉の向上**に寄与することを目的とする。R3-社9B R4-1A

沿革

健康保険法は、**大正11年4月**に制定され、**昭和2年1月1日**（保険給付及び費用の負担に関する規定以外は**大正15年7月1日**）に**施行**された日本で最初の社会保険に関する法律である。H28-社選D

Check Point!

健康保険は、被保険者又は被扶養者の労働者災害補償保険の業務災害以外の保険事故に対して保険給付を行う。

業務上

労働災害の対象

・業務外
・労働災害の保険給付を受けることができない業務上の傷病等

健康保険の対象

・給付範囲

従来、健康保険は業務外の事由に対して保険給付を行うこととされており、**労働者災害補償保険**は労働者災害補償法に基づいて継続して行う**業務又は事業**の社会生活上の地位に基づいて継続して行う**業務又は事業**である。このため、**労働災害補償**

趣旨・沿革・概要

条文等の趣旨、沿革、概要をまとめています。難解な条文等も、ここを読み込めばスムーズに理解できます。

Check Point!

本試験頻出事項などを箇条書きでまとめています。

問題チェック

過去の本試験問題から典型的な出題パターンを知るのに最適な問題をピックアップしています。確かな得点力を養うことができます。

- ・下線:問題のポイントになる論点には、下線を引いています。下線の引かれている箇所¹に注意しながらテキストを読み込むことで、日頃から問題文を「正しく」読む習慣をつけることができます。
- ・Advice:講師の視点で解答テクニック等を記載しています。

問題チェック H24-8A

従業員が15人の個人経営の理髪店で、被保険者となるべき者の2分の1以上が希望した場合には、事業主に速やかに適用事業所とするべき義務が生じる。

解答 ×

法31条

被保険者となるべき者からの希望がある場合でも、事業主に適用事業所とするべき義務は生じない。

Advice

労災保険及び雇用保険とは異なる点に注意!

Check Point!

- 健康保険組合の設立、合併、分割及び解散に係る厚生労働大臣の権限は、日本年金機構又は地方厚生局長等に委任されていない。

- 参考
1. 例えば、次の(1)から(8)に係る厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長等に委任されている。
(1)健康保険組合に係る任意適用事業所の認可・取消の認可(健康保険組合の設立又は解散を伴う場合を除く)
(2)保険医療機関等の指定・指定取消・指導・質問・検査・報告等
(3)保険医又は保険薬剤師の登録・登録取消・指導・質問・命令・報告等 [H28-5A]
(4)指定訪問看護事業者の指定・指定取消・変更の届出・指導・質問・検査・報告等
(5)健康保険組合の一般保険料率の変更の認可(健康保険組合の設立、合併又は分割を伴う場合及び特定健康保険組合の認可に伴う場合を除く)
(6)全国健康保険協会又は健康保険組合が国税滞納処分の例により滞納処分を行う場合の認可
(7)法第183条【徴収に関する通則】の規定によりその例によるものとされる国税通則法第46条の規定による納付の猶予
(8)法第183条【徴収に関する通則】の規定によりその例によるものとされる国税通則法第49条の規定による納付の猶予の取消し
(令32条、則159条1項3号、5号の2、5号の3、6号の2、6号の3、8号、9号、9号の2、9号の3)
2. 健康保険組合が厚生労働大臣に提出すべき書類は、管轄地方厚生局長等(当該健康保険組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等)を経由するものとされている。
(則18条)
3. 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務の一部を分掌する地方支分部局であり、地方厚生支局は、地方厚生局の所掌事務の一部を分掌させるための支局である。
(厚生労働省設置法17~19条)

参考

本文に関連する通達、判例等をまとめています。補足的な内容でもあるため、まずは本文を優先して読んでいきましょう。

各種アイコン

●過去問番号 H26-1D

過去10年分の本試験出題実績です。

●改正

直近の改正点が重要なところに付しています。

巻末資料編について

過去の本試験での出題実績こそ少ないものの、今後も出題可能性があるものを巻末資料編としてまとめています。まずは本文の学習を優先したうえで、余裕がある方は読み込んでおいてください。

を考えながら、本書を精読することで皆さんの受験勉強が「単に記憶する作業」から「問題文を比較考量して正解を選んでいく行動」へ変化していきます。

本書を最大限に活用して、「確実に合格ラインをこえる解答能力をつけて合格する」という能動的な学習スタイルを身につけていきましょう。

◎よくわかる社労士シリーズを活用した学習法

①まず、『合格するための過去10年本試験問題集』で、試験問題に目を通す。

Check Point!

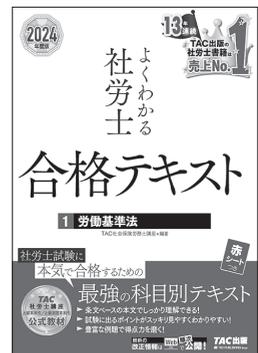
- どんな問題文かをざっくりつかむことを意識する。
- 解けなくても気にしない!



②『合格テキスト』を科目ごとに読み込む。

Check Point!

- 「過去問番号」が登場する都度、『合格するための過去10年本試験問題集』で該当問題を確認！
本文の記載内容が、本試験でどのように出題されているかを同時並行で確認することができます。
- 論点を過去問番号の横に、一言で簡潔にメモ！



テキストの記載内容を自分の知識に落とし込むには、この方法がとても効果的です。この書き込みを見れば問題文がなんとなく思い浮かぶようになるので、解答力が格段にアップします。

によって決定すべきもので、
となく一個の事業とし、場所
業とすること。[問2910]
は、原則としてそれぞれ別個の
「場中の意見」
「で決定しない」×
にする部門が存在する場合に、
勤者、労務管理等が明確に区
定めることによって労働基準

こうして全科目、ていねいに学習をしていけば、問題がスラスラ解けるようになる知識が身につきます。本シリーズをフル活用して、合格の栄冠を勝ち取っていきましょう。

本試験の傾向

過去10年間の出題項目は、次のようになっています。★が選択式試験、☆が択一式試験となっています。

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
目的等	☆		★*☆		★☆			☆*	☆	
権限の委任等	☆		☆		☆			☆		
保険者の種類等		☆		☆	☆				★	
全国健康保険協会	☆	☆	☆	☆	☆	★☆	☆	☆	☆	★☆
健康保険組合		☆	☆	★☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
強制適用事業所及び任意適用事業所	☆	☆	☆			☆	☆			☆
適用事業所に関する届出				☆						
一般の被保険者等	☆	☆	☆	☆	☆	☆	★☆	☆	★☆	☆
任意継続被保険者等	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
被扶養者	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
資格の得喪の確認及び届出等	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆	
被保険者証等	☆	☆	☆			☆		☆	☆	
報酬等の定義	☆		☆	★	☆	☆			☆	
標準報酬月額			☆	☆				★		
定時決定		☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	
資格取得時決定	☆	☆				☆	☆			
随時改定	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
育児休業等終了時改定		☆		☆					☆	
産前産後休業終了時改定										☆
任意継続被保険者等の標準報酬月額	★			☆		★				
標準賞与額		☆	☆		☆	☆			☆	
国庫負担等	★*				☆			☆		
保険料				☆	☆	☆	★☆	☆	☆	
保険料率	☆		☆	★☆		☆	☆	★	☆	
保険料の負担等	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆	☆
保険料の納付	☆			☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
調整保険料			☆							
滞納に対する措置等	☆	★☆	☆		☆	☆				☆

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
保険医療機関及び保険薬局等	☆		☆	☆	☆	☆	★☆	☆		
保険医及び保険薬剤師				☆			☆			
指定訪問看護事業者				★		☆	☆			☆
保険給付の分類・種類	☆									
療養の給付		★	☆	☆		☆	★☆			☆
入院時食事療養費		☆		☆				☆		☆
入院時生活療養費	★		☆							☆
保険外併用療養費	☆	☆	☆			☆	☆	☆	★☆	☆
療養費	☆	☆			☆	☆	☆	☆	☆	☆
家族療養費	☆		☆	☆	☆	☆				
訪問看護療養費		☆	★	☆		☆	☆	☆		
家族訪問看護療養費				☆						
高額療養費	☆	☆	★☆	☆	☆	☆	★			★☆
高額介護合算療養費			☆		☆		☆			
移送費及び家族移送費				☆	☆				☆	
傷病手当金	☆	☆	☆	☆	☆	★☆	☆	☆	☆	☆
埋葬料、埋葬費及び家族埋葬料	☆		☆			☆			☆	☆
出産育児一時金及び 家族出産育児一時金	☆	☆						☆		☆
出産手当金		☆	☆		★		☆		☆	★
資格喪失後の給付	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
受給権の保護・併給調整等	☆	☆		☆	☆	☆		☆	☆	☆
給付制限・損害賠償との調整	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
被日 保 険 特 例 者	保険者等・ 日雇特例被保険者			☆		☆		☆		
	費用の負担等								☆	
	保険給付		☆	☆		☆		☆		☆
保健福祉事業				☆		☆	☆		☆	
不服申立て			☆		☆*		☆*		☆	☆*
雑則等			☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆

※ 社会保険に関する一般常識からの出題

目次

はじめに / (3) 法改正ポイント講義 / (4)
本書の構成 / (6) 本書の効果的な活用法 / (8)
本試験の傾向 / (10)

第1章 目的・権限の委任等・保険者・適用事業所 / 1

第1節 目的・権限の委任等 / 3

1 目的等	4
① 目的 A	4
② 法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例 A	5
③ 基本的理念 A	6
2 権限の委任等	7
① 機構への委任等 B	7
② 機構が行う滞納処分等 A	8
③ 財務大臣への権限の委任 A	8
④ 協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任 A	10
⑤ 地方厚生局長等への権限の委任 B	11
⑥ 基金等への事務の委託 B	13

第2節 保険者 / 15

1 保険者の種類等	16
① 保険者の種類 A	16
② 管掌の区分 A	16
2 全国健康保険協会	19
① 業務の分担 A	19
② 協会の組織 B	20
③ 定款 B	21
④ 役員 A	22
⑤ 運営委員会 A	23
⑥ 評議会 A	24
⑦ 事業計画等の認可・財務諸表等 A	24
⑧ 各事業年度に係る業績評価 A	25
⑨ 準備金 A	26
⑩ 借入金 A	26
⑪ 余裕金 A	27
⑫ 重要な財産の処分 B	27
⑬ 秘密保持義務 B	27
⑭ 報告の徴収等 B	28

15	監督	B	28
3	健康保険組合		30
1	組織等	A	30
2	組合の設立	A	30
3	組合の成立	A	32
4	規約	B	32
5	組合員	A	33
6	役員	A	34
7	組合会	B	35
8	組合会の招集	B	36
9	会計年度及び予算の届出等	A	36
10	準備金	A	37
11	組合債	A	38
12	合併、分割及び解散	A	38
13	指定健康保険組合による健全化計画の作成	A	40
14	監督	B	41
15	健康保険組合連合会	B	42

第3節 適用事業所 / 43

1	強制適用事業所及び任意適用事業所		44
1	強制適用事業所	A	44
2	任意適用事業所	A	47
3	一括適用事業所	A	49
2	適用事業所に関する届出		51
1	新規適用事業所の届出	A	51
2	事業主の氏名等の変更の届出	B	52
3	事業主の変更の届出	B	53
4	事業主の代理人選任の届出	B	53
5	適用事業所に該当しなくなった場合の届出	A	54

第2章 被保険者等 / 55

1	一般の被保険者等		56
1	被保険者の種類	A	56
2	一般の被保険者	A	57
3	適用除外-1	A	59
4	適用除外-2 短時間労働者に対する適用	A	62
5	共済組合の組合員に関する特例	A	69
6	事業主の届出義務	B	70
7	一般の被保険者の資格取得	A	70
8	一般の被保険者の資格喪失	A	73

2	任意継続被保険者等	76
1	任意継続被保険者 A	76
2	特例退職被保険者 B	80
3	被扶養者	84
1	被扶養者の範囲 A	84
2	生計維持関係の認定 A	87
3	同一世帯関係 A	89
4	資格の得喪の確認及び届出等	91
1	資格の得喪の確認 A	91
2	通知 B	92
3	被保険者に関する届出 A	92
5	被保険者証等	99
1	被保険者証 B	99
2	被保険者資格証明書 B	103
3	高齢受給者証 B	104

第3章 標準報酬及び費用の負担 / 105

第1節 標準報酬 / 107

1	報酬等の定義	108
1	概要 B	108
2	報酬及び賞与 A	108
2	標準報酬月額	112
1	標準報酬月額等級表 A	112
2	2以上の事業所に使用される場合の報酬月額の決定 A	114
3	等級区分の改定 A	115
3	定時決定	116
1	決定方法 A	116
2	定時決定の対象とされない者 A	119
3	保険者等算定 A	120
4	有効期間 A	122
5	届出 A	123
4	資格取得時決定	124
1	報酬月額の算定方法 A	124
2	有効期間 A	125
3	届出 A	125
5	随時改定	126
1	要件 A	126
2	有効期間 A	131
3	届出 A	132

6	育児休業等終了時改定	133
1	要件 A	133
2	有効期間 A	134
3	届出 A	135
7	産前産後休業終了時改定	136
1	要件 A	136
2	有効期間 A	137
3	届出 A	138
8	任意継続被保険者等の標準報酬月額	139
1	任意継続被保険者の標準報酬月額 A	139
2	特例退職被保険者の標準報酬月額 B	140
9	標準賞与額	141
1	標準賞与額の決定 A	141
2	賞与支払届 A	142

第2節 費用の負担 / 143

1	国庫負担等	144
1	事務費の負担 A	144
2	主要給付等に対する補助 A	144
3	出産育児交付金 A	146
4	特定健康診査等の費用の国庫補助 A	148
2	保険料	149
1	保険料の徴収等 A	149
2	協会による滞納者に係る保険料の徴収 B	150
3	保険料額 A	150
4	特定被保険者に係る保険料額 A	152
5	特別介護保険料額 B	152
6	被保険者の保険料額 A	153
7	任意継続被保険者等の保険料額 A	156
3	保険料率	158
1	協会健保の一般保険料率 A	158
2	組管掌健康保険の一般保険料率 A	160
3	特定保険料率及び基本保険料率 A	162
4	介護保険料率 A	163
4	保険料の負担等	165
1	保険料の負担 A	165
2	健康保険組合の特例 A	165
3	少年院等に収容等の場合の保険料の免除 A	166
4	育児休業等期間中の保険料の免除 A	167
5	産前産後休業期間中の保険料の免除 A	171

5 保険料の納付	173
① 保険料の納付義務者 A	173
② 保険料の源泉控除 A	174
③ 保険料の納付期日 A	175
④ 保険料の繰上充当 A	176
⑤ 任意継続被保険者等の保険料の前納 A	176
⑥ 口座振替による納付 A	179
6 調整保険料	180
① 健康保険組合の財政調整 A	180
② 調整保険料の額 B	181
7 滞納に対する措置等	182
① 保険料の繰上徴収 A	182
② 督促 A	183
③ 延滞金の徴収 A	184
④ 滞納処分 A	186
⑤ 先取特権の順位等 A	187

第4章 保険医療機関等・保険医等・指定訪問看護事業者 / 189

1 保険医療機関及び保険薬局等	190
① 療養担当者 B	190
② 保険医療機関又は保険薬局の責務 A	191
③ 保険医療機関又は保険薬局の指定 A	192
④ 指定の拒否 A	193
⑤ 指定の辞退 A	196
⑥ 指定の取消 A	197
2 保険医及び保険薬剤師	198
① 保険医又は保険薬剤師 A	198
② 保険医又は保険薬剤師の責務 A	198
③ 保険医又は保険薬剤師の登録 A	198
④ 登録の拒否 A	199
⑤ 登録の抹消 A	200
⑥ 登録の取消 A	200
⑦ 保険医療機関又は保険薬局のみなし指定 A	200
3 指定訪問看護事業者	202
① 指定訪問看護事業者 A	202
② 指定訪問看護事業者の責務 A	202
③ 指定訪問看護事業者の基準 B	202
④ 指定訪問看護事業者の指定 B	203
⑤ 指定の拒否 B	204
⑥ 変更の届出 B	205

⑦ 指定訪問看護事業者の指定の取消し B	205
⑧ 指定・登録のまとめ A	206

第5章 保険給付 / 207

第1節 保険給付の分類・種類 / 209

1 保険給付の分類・種類	210
① 保険給付の分類 B	210
② 保険給付（法定給付）の種類 B	211
③ 健康保険組合の付加給付 B	212

第2節 医療給付 / 215

1 療養の給付	216
① 給付の範囲 A	216
② 受給方法 B	218
③ 一部負担金の支払 A	220
④ 一部負担金の額の特例 A	222
⑤ 費用の支払（診療報酬の請求・支払）等 B	224
2 入院時食事療養費	227
① 支給要件 A	227
② 支給額 A	227
③ 費用の支払 A	230
④ 領収証の交付 A	231
3 入院時生活療養費	232
① 支給要件 A	232
② 支給額 A	232
③ 費用の支払 A	235
④ 領収証の交付 A	236
4 保険外併用療養費	237
① 支給要件 A	237
② 支給額 A	240
③ 費用の支払 A	241
④ 領収証の交付 A	242
5 療養費	243
① 支給要件 A	243
② 支給額 A	246
6 家族療養費	248
① 支給要件 A	248
② 支給額 A	249
③ 家族療養費の額の特例 B	251

④ 費用の支払 A	251
7 訪問看護療養費	253
① 支給要件 A	253
② 受給手続 B	254
③ 支給額 B	255
④ 費用の支払 A	255
⑤ 領収証の交付 A	256
8 家族訪問看護療養費	258
① 支給要件 A	258
② 支給額 B	258
9 高額療養費	259
① 支給要件 A	259
② 70歳未満のみ世帯の高額療養費 A	261
③ 70歳以上のみ世帯の高額療養費 A	266
④ 70歳以上と70歳未満の者がいる世帯の高額療養費 B	271
⑤ 支給方法 B	273
10 高額介護合算療養費	275
① 支給要件等 A	275

第3節 傷病に関する現金給付 / 279

1 移送費及び家族移送費	280
① 移送費 A	280
② 家族移送費 A	281
2 傷病手当金	282
① 支給要件等 A	282
② 支給額 A	285
③ 併給調整等 A	288
④ 支給期間 A	294
⑤ 受給手続 A	295

第4節 死亡に関する現金給付 / 297

1 埋葬料、埋葬費及び家族埋葬料	298
① 埋葬料 A	298
② 埋葬費 A	299
③ 家族埋葬料 A	300

第5節 出産に関する現金給付 / 301

1 出産育児一時金及び家族出産育児一時金	302
① 出産育児一時金 A	302

② 家族出産育児一時金 <small>※※※</small> A	303
2 出産手当金	304
① 支給要件 <small>※※※</small> A	304

第6節 資格喪失後の給付 / 307

1 資格喪失後の給付	308
① 傷病手当金・出産手当金の継続給付 <small>※※※</small> A	308
② 資格喪失後の埋葬料・埋葬費の支給 <small>※※※</small> A	310
③ 資格喪失後の出産育児一時金の支給 <small>※※※</small> A	310
④ 併給調整 <small>※※※</small> A	312

第7節 給付通則等 / 313

1 受給権の保護・併給調整等	314
① 保険給付の方法 <small>※※※</small> B	314
② 受給権の保護 <small>※※※</small> A	314
③ 併給調整 <small>※※※</small> A	315
2 給付制限・損害賠償との調整	320
① 絶対的給付制限 <small>※※※</small> A	320
② 相対的給付制限 <small>※※※</small> A	321
③ 不正受給による給付制限 <small>※※※</small> A	323
④ 不正利得の徴収 <small>※※※</small> A	324
⑤ 損害賠償との調整 <small>※※※</small> A	325

第6章 日雇特例被保険者 / 329

第1節 保険者等・費用の負担等 / 331

1 保険者等・日雇特例被保険者	332
① 保険者等 <small>※※※</small> A	332
② 日雇特例被保険者 <small>※※※</small> B	333
③ 日雇特例被保険者手帳の交付申請 <small>※※※</small> B	335
④ 日雇特例被保険者手帳の返納 <small>※※※</small> B	336
2 費用の負担等	337
① 国庫補助 <small>※※※</small> B	337
② 標準賃金日額 <small>※※※</small> B	338
③ 保険料額及び負担割合 <small>※※※</small> A	340
④ 標準賃金日額に係る保険料の納付 <small>※※※</small> B	342
⑤ 賞与額に係る保険料の納付 <small>※※※</small> B	344
⑥ 健康保険印紙 <small>※※※</small> B	345
⑦ 認定決定及び追徴金 <small>※※※</small> A	347
⑧ 日雇拠出金 <small>※※※</small> A	348

第2節 保険給付 / 351

1 保険給付	352
① 保険給付の種類 C	352
② 療養の給付 A	353
③ 傷病手当金 A	355
④ 死亡に関する給付 B	358
⑤ 出産に関する給付 A	360
⑥ 特別療養費 A	361
⑦ 傷病・死亡・出産に係る保険給付のまとめ A	364
⑧ 他の医療保険による給付等との調整 B	366

第7章 保健福祉事業、不服申立て及び雑則等 / 369

1 保健福祉事業	370
① 保健福祉事業 B	370
② 保健福祉事業の員外利用 B	373
2 不服申立て	376
① 審査請求及び再審査請求 A	376
② 訴訟との関係 A	381
3 雑則等	382
① 時効 A	382
② 印紙税の非課税等 A	384
③ 事業主の責務等 A	386
④ 罰則 B	387

資料編 / 391

第1章 目的・権限の委任等・保険者・適用事業所

① 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任	392
② 機構への事務の委託	393
③ 全国健康保険協会の定款で定める事項	393
④ 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項	393
⑤ 組合会の議事等	394
⑥ 組合会の招集	394
⑦ 健康保険組合・会計等	394
⑧ 健康保険組合・準備金	395
⑨ 指定健康保険組合・指定の要件	395

第2章 被保険者等

① 短時間労働者に対する適用	396
----------------------	-----

第3章 標準報酬及び費用の負担

① 後期高齢者支援金の負担方法の特例	398
② 保険料等交付金の交付	399
③ 保険料額の端数処理	400
④ 都道府県単位保険料率	400
⑤ 令和5年3月分（4月納付分）からの一般保険料率	400
⑥ 被保険者負担分保険料の端数処理	401
⑦ 保険料控除の計算書	401
⑧ 調整保険料率	401

第4章 保険医療機関等・保険医等・指定訪問看護事業者

① 取消後2年未満での再登録	402
----------------	-----

第5章 保険給付

① 健康保険組合の付加給付	402
② 外来療養に係る年間の高額療養費	402
③ 障害手当金等との調整	403
④ 産科医療補償制度	403
⑤ 出産育児一時金・支給方法	404

第6章 日雇特例被保険者

① 市町村が処理する事務等	404
② 傷病に関するその他の給付	405

● 索引 / 407

● 条文索引 / 413

凡例

本書において、法令名等は以下のように表記しています。

法	→ 健康保険法
法附則	→ 健康保険法附則
令	→ 健康保険法施行令
令附則	→ 健康保険法施行令附則
則	→ 健康保険法施行規則
指定省令	→ 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令
保険医療機関則	→ 保険医療機関及び保険医療養担当規則
保険薬局則	→ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則
運営基準	→ 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準
厚年法	→ 厚生年金保険法
高齢者医療確保法	→ 高齢者の医療の確保に関する法律
社審法	→ 社会保険審査官及び社会保険審査会法
感染症予防・医療法	→ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
精神保健福祉法	→ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
健医発	→ (旧)厚生省保健医療局長名通達
保文発	→ 民間に対して出す厚生省保険局長名通知
保険発	→ (旧)厚生省医療局保険課長名通達
薬発	→ (旧)厚生省薬務局長名通達
老健	→ (旧)厚生省老人保健福祉局老人保健課長名通達
保発	→ 厚生労働省(旧厚生省)保険局長名通達
保医発	→ 厚生労働省保険局医療課長名通達
保保発	→ 厚生労働省保険局保険課長名通達
基労徴発	→ 厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課長名通達
年管発	→ 厚生労働省大臣官房年金管理審議官名通達
年管管発	→ 厚生労働省年金局事業管理課長名通達
職発	→ 厚生労働省職業安定局長名通達
発保	→ 厚生労働事務次官名通達
老発	→ 厚生労働省老人保健福祉局長名通達
庁保発	→ (旧)社会保険庁医療部長又は保険部長名通達
庁保険発	→ (旧)社会保険庁運営部医療課長名通達
庁文発	→ (旧)社会保険庁運営部年金保険課長名通達
社業発	→ (旧)社会保険業務センター総務部長通知
社発	→ (旧)社会局長名通達
厚告	→ (旧)厚生省告示
厚労告	→ 厚生労働省告示

第1章

目的・権限の委任等・ 保険者・適用事業所

第1節 目的・権限の委任等

第2節 保険者

第3節 適用事業所

第1章 第1節

目的・権限の委任等

1 目的等

- 1 目的
- 2 法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例
- 3 基本的理念

2 権限の委任等

- 1 機構への委任等
- 2 機構が行う滞納処分等
- 3 財務大臣への権限の委任
- 4 協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任
- 5 地方厚生局長等への権限の委任
- 6 基金等への事務の委託

1

目的等

1 目的 (法1条) 重要度 A



健康保険法は、労働者又はその被扶養者の**業務災害**（労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する**業務災害**をいう。）**以外の疾病、負傷**若しくは**死亡**又は**出産**に関して**保険給付**を行い、もって**国民の生活の安定と福祉の向上**に寄与することを目的とする。 R3-社9B R4-1A

沿革

健康保険法は、**大正11年4月**に制定され、**昭和2年1月1日**（保険給付及び費用の負担に関する規定以外は**大正15年7月1日**）に**施行**された日本で最初の社会保険に関する法律である。 H28-社選B

Check Point!

- 健康保険は、被保険者又は被扶養者の労働者災害補償保険の業務災害以外の保険事故に対して保険給付を行う。

業務上

→ 労災保険の対象

・業務外
・労災保険の保険給付を受けることができない業務上の傷病等

→ 健康保険の対象

・給付範囲

従来、健康保険は業務外の事由に対して保険給付を行うこととされており、業務とは、「職業その他社会生活上の地位に基づいて継続して行う事務又は事業の総称」と解釈していた。このため、労災保険から給付されない場合において、健康保険でも「業務上」と判断され給付されないケースがあった（例：**副業として行う請負業務、インターンシップ、シルバー人材センター業務**等）。 H28-5D

そこで、健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年5月31日公布）により、健康保険の給付範囲が見直され、健康保険及び労災保険のいずれの給付も受

けられない事態が生じないように、「労災保険の給付が受けられない場合には、健康保険の対象とすること」となった（平成25年10月1日施行）。**H26-4B**

参考（業務上事故として申請中の取扱い）

業務上の傷病として労働基準監督署に認定を申請中（支給決定を請求中）の未決定期間は、一応業務上の取扱いをし、最終的に業務上の傷病でないと認定され、健康保険による業務外と認定された場合には、さかのぼって療養費、傷病手当金等の給付が行われる。

（昭和28.4.9保文発2014号）

なお、平成25年8月14日厚生労働省保険局保険課事務連絡においては、「労災保険法における業務災害については健康保険の給付の対象外であり、また、労災保険法における通勤災害については労災保険からの給付が優先されるため、先ずは労災保険の請求を促し、健康保険の給付を留保することができる。ただし、健康保険の保険者においては、保険給付の時効期間（2年間）を考慮し、労災保険給付の請求が行われている場合であっても、健康保険給付の申請が可能であることを被保険者等に対して周知するなどの十分な配慮を行うこと。」としている。**R3-9E** **R4-1A**

（犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて）

犯罪や自動車事故等の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険各法において、一般の保険事故と同様に医療保険の給付の対象とされている。

また、犯罪の被害によるものなど、第三者の行為による傷病について医療保険の給付を行う際に、医療保険の保険者の中には、その第三者行為の加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した加害者の誓約書を、被害者である被保険者に提出させるところもあるようだが、この誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、提出がなくとも医療保険の保険給付は行われる。**H27-4ウ**

（法1条、平成23.8.9保保発0809第3号）

問題チェック **H21-1A**

健康保険法は、大正11年に制定され、同時に施行された日本で最初の社会保険に関する法である。

解答 **×**

法附則1条

健康保険法は、昭和2年に全面施行された。なお、保険給付及び費用の負担に関する規定を除いては、大正15年7月1日より施行されている。

② 法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例

（法53条の2、則52条の2） **A**



被保険者又はその被扶養者が**法人の役員**（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、**法人**に対し**業務を執行する社**

員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の**支配力**を有するものと認められる者を含む。以下同じ。) であるときは、当該**被保険者**又はその**被扶養者**のその**法人の役員としての業務**(被保険者の数が**5人未満**である**適用事業所**に使用される**法人の役員としての業務**であって厚生労働省令で定めるもの^{*}を除く。)に**起因する疾病、負傷又は死亡**に関して**保険給付は、行わない。** R4-2A

※ 当該**法人**における**従業員**(上記に規定する**法人の役員以外の者**をいう。)が**従事する業務と同一**であると認められるものとする。

概要

役員の業務上の負傷については、従来の取扱いと同様に、「使用者側の業務上の負傷に対する補償は全額使用者側の負担で行うべき」との観点から、労使折半の健康保険から給付を行わないこととする。ただし、「**被保険者が5人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような労務に従事している者**」については、従来支給しないこととされていた**傷病手当金を含めて健康保険の給付対象**とする。

H26-2C H30-10A

3 基本的理念 (法2条) 重要度 A

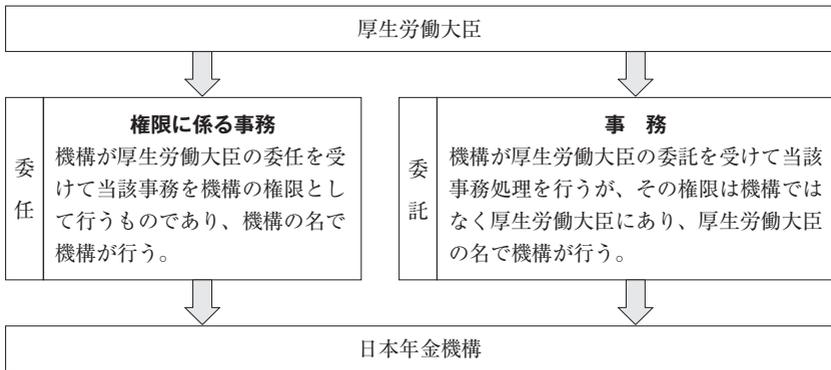
健康保険制度については、これが**医療保険制度の基本**をなすものであることにかんがみ、**高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化**等に対応し、その他の**医療保険制度及び後期高齢者医療制度**並びにこれらに**密接に関連する制度**と併せてその**在り方**に関して**常に検討**が加えられ、その**結果**に基づき、**医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化**並びに**国民が受ける医療の質の向上**を**総合的に図りつつ、実施**されなければならない。 H30-選ABC

2

権限の委任等

1 機構への委任等 重要度 B

厚生労働大臣の権限に係る事務の一部は、**日本年金機構**（以下「**機構**」という。）に行わせるものとされており、次図の通り「**機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任**」と「**機構への事務の委託**」がある。



1. 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

例えば、次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務が機構に委任されている。

- ・被保険者の資格の得喪の確認
- ・標準報酬月額の設定・改定
- ・育児休業等期間中及び産前産後休業期間中の保険料免除に係る申出の受理

（法204条1項）

2. 機構への事務の委託

例えば、次に掲げる事務が機構に委託されている。

- ・現物給与の価額の決定に係る事務（当該決定を除く）
- ・保険料の徴収に係る事務（一定の事務を除く）
- ・延滞金の徴収に係る事務（一定の事務を除く）

（法205条の2,1項）

② 機構が行う滞納処分等 (法204条の3、法204条の4,1項、厚年法100条の6,2項、3項) 重要度 A



- I 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、**厚生労働大臣**の**認可**を受けるとともに、滞納処分等の実施に関する**規程**（以下「**滞納処分等実施規程**」という。）に従い、**徴収職員**に行わせなければならない。
- II **徴収職員**は、滞納処分等に係る**法令に関する知識**並びに**実務に必要な知識**及び**能力**を有する**機構の職員**のうちから、**厚生労働大臣**の**認可**を受けて、**機構の理事長**が任命する。
- III 機構は、滞納処分等をしたときは、**速やかに**、その結果を**厚生労働大臣**に報告しなければならない。
- IV 機構は、滞納処分等実施規程を定め、**厚生労働大臣**の**認可**を受けなければならない。これを**変更**しようとするときも、同様とする。

・委任

国税滞納処分の例による処分及びその例によるものとされる国税徴収法の規定による質問・検査・提示提出要求・物件の留置き・捜索に関する厚生労働大臣の権限（「滞納処分等」という）に係る事務（資料編第1章 **1** (15)(17)の事務）は、機構に委任されており、滞納処分等は機構が行う。  **改正**

③ 財務大臣への権限の委任 (法204条の2、厚年法100条の5,2項、5項~7項) 重要度 A



- I **厚生労働大臣**は、滞納処分等その他の処分に係る納付義務者が滞納処分等その他の**処分の執行を免れる目的**でその財産について**隠ぺい**しているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため**保険料**その他健康保険法の規定による**徴収金***の**効果的な徴収**を行う上で**必要があると認めるときは**、政令で定めるところにより、**財務大臣**に、当該納付義務者に関する**情報**その他**必要な情報**を提供するとともに、当該納付義務者に係る**滞納処分等**その他の処分の**権限**

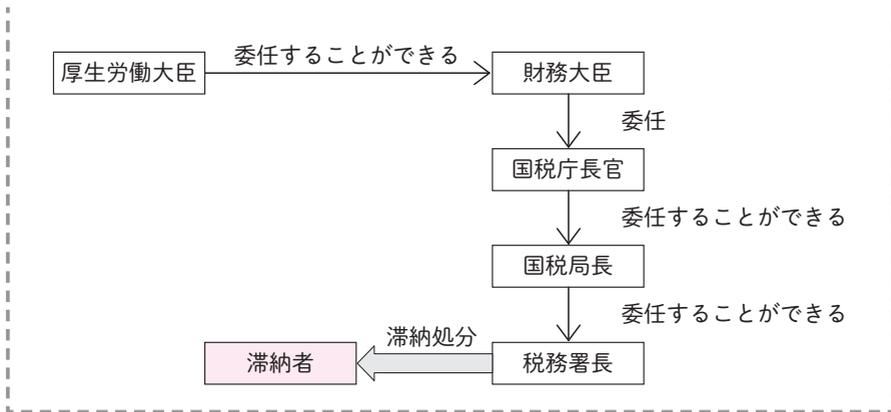
の**全部又は一部**を委任することができる。

※ 第58条 [不正利得に係る徴収金等]、第74条第2項 [一部負担金を支払わない者に対する処分に係る徴収金] 及び第109条第2項 [報酬不払いの事業主からの徴収金] (第149条 [日雇特例被保険者に対する準用] においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定による徴収金を除く。以下「保険料等」という。

- II **財務大臣**は、Iの**委任**に基づき、**滞納処分等**その他の処分の**権限の全部又は一部**を行ったときは、**滞納処分等**その他の処分の**執行の状況**及びその**結果**を**厚生労働大臣**に報告するものとする。
- III **財務大臣**は、Iの規定により**委任**された**権限**及びIIの規定による**報告の権限**を**国税庁長官**に委任する。
- IV **国税庁長官**は、IIIの規定により**委任**された**権限の全部又は一部**を**納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長**に委任することができる。
- V **国税局長**は、IVの規定により**委任**された**権限の全部又は一部**を**納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長**に委任することができる。

概要

厚生労働大臣は、**財産隠匿**が疑われるような**悪質な滞納者**に対する滞納処分について必要があると認めるときは、機構からの申出に基づき、政令で定めるところにより、保険料の滞納処分の権限の全部又は一部を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任することとされている。



・悪質な滞納者

「悪質な滞納者」として、政令で定める事情は、次の(1)から(4)の**いずれにも**該当するものであることとする。

- (1) 納付義務者が**24月分以上**の保険料を滞納していること。
- (2) 納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。
- (3) 納付義務者が滞納している保険料等の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が**5千万円以上**であること。
- (4) 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

（令63条、則158条の9、則158条の10）

4 協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任（法204条の7,1項）

重要度 A



I 第198条第1項 [立入検査等] の規定による**厚生労働大臣の命令**並びに**質問**及び**検査**の権限（**健康保険組合**に係る場合を除き、**保険給付**に関するものに限る。）に係る**事務**は、**協会**に行わせるものとする

る。ただし、当該**権限**は、**厚生労働大臣**が自ら行うことを妨げない。

H26-5工

II Iに定めるもののほか、**協会**によるIに規定する**権限**に係る**事務の実施**に関し**必要な事項**は、厚生労働省令で定める。

趣旨

保険給付の不正事案が発生した場合、厚生労働大臣は、行政権限として事業主に対して立入検査等を行う権限を有している。しかし、この検査権限については、日本年金機構に対しては委任されていたが、保険給付を行う保険者に対しては委任されていなかった。

このため、保険給付の不正受給を防止する観点から、日本年金機構とほぼ同一の組織形態である協会に対して、事業主への検査権限を委任することとされた（被保険者資格、標準報酬又は保険料に関する事業主への立入検査等に係る事務は機構に委任され、保険給付に関する事業主への立入検査等に係る事務は協会に委任される）。

Check Point!

- 協会は、上記の権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。(法204条の8,1項)
- 健保組合については、役員の任命・解任に際し、厚生労働大臣が関与できないなど、組織形態が協会とは異なるため、行政権限の付与は行わない。

参考「検査権限」とは、事業所への立入権限に加え、事業主に対し文書等の提出・提示を命令する権限、帳簿等の検査を行う権限を指す。

5 地方厚生局長等への権限の委任

(法205条) **B**



I **健康保険法**に規定する**厚生労働大臣**の**権限**（第204条の2第1項〔財務大臣への厚生労働大臣の権限の委任〕及び同条第2項において準用する厚生年金保険法第100条の5第2項〔財務大臣による厚生労

働大臣への報告]に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、**地方厚生局長**に委任することができる。

- II Iの規定により**地方厚生局長**に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、**地方厚生支局長**に委任することができる。

概要

健康保険法に規定する厚生労働大臣の権限のうち、**全国健康保険協会**（協会の主たる事務所の指導及び監督に係るものを除く）、**健康保険組合**、**保険医療機関等**、**保険医**、**指定訪問看護事業者の指導・監督**に係るものは、原則として、地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「**地方厚生局長等**」という）に委任されている。

Check Point!

- 健康保険組合の設立、合併、分割及び解散に係る厚生労働大臣の権限は、日本年金機構又は地方厚生局長等に委任されていない。

- 参考** 1. 例えば、次の(1)から(8)に係る厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長等に委任されている。
- (1)健康保険組合に係る任意適用事業所の認可・取消の認可（健康保険組合の設立又は解散を伴う場合を除く）
 - (2)**保険医療機関等の指定・指定取消・指導・質問・検査・報告等**
 - (3)**保険医又は保険業剤師の登録・登録取消・指導・質問・命令・報告等** **H28-5A**
 - (4)**指定訪問看護事業者の指定・指定取消・変更の届出・指導・質問・検査・報告等**
 - (5)**健康保険組合の一般保険料率の変更の認可**（健康保険組合の設立、合併又は分割を伴う場合及び特定健康保険組合の認可に伴う場合を除く）
 - (6)**全国健康保険協会又は健康保険組合が国税滞納処分の例により滞納処分**を行う場合の認可
 - (7)法第183条〔徴収に関する通則〕の規定によりその例によるものとされる国税通則法第46条の規定による納付の猶予
 - (8)法第183条〔徴収に関する通則〕の規定によりその例によるものとされる国税通則法第49条の規定による納付の猶予の取消し
（令32条、則159条1項3号、5号の2、5号の3、6号の3、8号、9号、9号の2、9号の3）
2. 健康保険組合が厚生労働大臣に提出すべき書類は、管轄地方厚生局長等（当該健康保険組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等）を経由するものとされている。（則18条）
3. 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務の一部を分掌する地方支分部局であり、地方厚生支局は、地方厚生局の所掌事務の一部を分掌させるための支局である。
（厚生労働省設置法17～19条）

2024年度版

よくわかる社労士 合格テキスト7 健康保険法

発行日 2024年1月20日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (社会保険労務士講座)

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2024

管理コード 10797P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。